議案第４１号

さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年２月３日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生試験検査手数料条例（平成１３年さいたま市条例第３１３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
衛生試験等の種類	手数料の額	衛生試験等の種類	手数料の額
１　［略］		１　［略］	
２　水質試験		２　水質試験	
⑴　成分を指定した理化学的試験		⑴　成分を指定した理化学的試験	
ア　［略］	［略］	ア　［略］	［略］
イ　定量分析		イ　定量分析	
(ア)～(ケ)　［略］	［略］	(ア)～(ケ)　［略］	［略］
(コ)　ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	１項目につき５８，０００円		
⑵　［略］	［略］	⑵　［略］	［略］
⑶　上水の基準項目試験		⑶　上水の基準項目試験	
ア　［略］	［略］	ア　［略］	［略］
イ　浄水	５２項目につき２７９，０８０円	イ　浄水	５１項目につき２２１，０８０円
ウ　原水	４１項目につき２４３，３００円	ウ　原水	４０項目につき１８５，３００円

新		旧	
⑷・⑸　［略］	［略］	⑷・⑸　［略］	［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後のさいたま市衛生試験検査手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験について適用し、同日前の依頼に係る試験については、なお従前の例による。